

入札のしおり

〒040-8601

函館市上新川町1番8号

函館地方裁判所執行官室

Tel.0138-42-2158

入札は、定められた方式に従ってしなければなりません。

入札に当たっては、公告書の記載又は掲示場に掲示されている「期間入札の手続について」のほか、このしおりをよく読み、間違いのないようにしてください。

第1 入札の申出

入札をするときは、執行官室で次の用紙等を受け取ってください。

①入札書用紙、②内封筒（「入札書在中」と記載のある封筒）、③外封筒（郵便又は信書便で執行官宛に送付する場合に交付される封筒）、④振込用紙（振込依頼書）、⑤入札保証金振込証明書用紙、⑥陳述書用紙

第2 入札に必要な書類等

1 入札をする場合には、**入札ごとに以下の書類が必要**です。

- (1) 暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず必要です。以下、単に「陳述書」といいます。）
- (2) 法人が入札する場合、法人登記事項証明書等の資格証明書
- (3) 個人が入札する場合、住民票（**マイナンバーの記載のないもの**。未成年者の場合は、予め執行官室で確認してください。）
- (4) 代理人が入札する場合、委任状（代理人が法人の場合は代理人の資格証明書、代理人が個人の場合は代理人個人の住民票も必要です。）
- (5) 共同入札をする場合、共同入札許可書（共同入札には執行官の許可が必要ですので、予め執行官室で確認してください。）
- (6) 農地又は採草放牧地を入札する場合、買受適格証明書（不動産所在地の農業委員会で発行してもらってください。）
- (7) 宅地建物取引業者が入札する場合、宅地建物取引業の免許証の写し（有効期限内のものを提出してください。）

※ 入札書に添付する住民票、法人登記事項証明書等の証明書類はいずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

2 入札に当たっては、保証の提供が必要です。提供された保証は、買受人となった場合、代金の一部に充てられますが、代金を納付しなかったときは返還されません。

- (1) 保証の額は、各物件ごとに公告に表示されています。
- (2) 期間入札における保証の提供は、次のいずれかの方法でなければなりません。

ア 裁判所の預金口座に所定の保証を振り込んだ旨の、「入札保証金振込証明書」を提出する方法

当裁判所の預金口座に、執行官室から交付を受けた振込用紙（振込依頼書）を使用し、最寄りの金融機関から保証の額に相当する金銭を振り込みます（振込手数料は振込人負担です。）。このとき、保管金受入手続添付書（裁判所提出用）を受け取ってください。

入札保証金振込証明書に必要事項を記入し、**所定の箇所に保管金受入手続添付書（裁判所提出用）を貼付して**、入札書とともに提出します。

この場合、入札期間中に裁判所の預金口座に入金されたことが確認できなければ入札は無効になりますので、期間に余裕をもって振込手続をしてください。

なお、各金融機関備付けの振込用紙は使用しないでください。

イ 「支払保証委託契約締結証明書」を提出する方法

入札をしようとする人が、銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫又は労働金庫との間で、保証の額に相当する金銭を裁判所の催告により納付する旨の期限の定めのない支払保証委託契約を締結し、その証明書を入札書とともに執行官に提出する方法です。支払保証委託契約に関することについては、銀行等に相談してください。

第3 入札書の書き方等

- 1 入札書に記載されている注意事項をよく読んで、作成してください。
- 2 入札書は、入札物件1件につき1枚です。
ただし、「一括売却」が条件となっている物件は、一括された物件につき1枚です。
- 3 入札価額は、公告に表示されている**買受可能価額以上の金額**でなければなりません。
- 4 記入は、黒色のペン又はボールペンで、はっきり書いてください。
入札書の文字を訂正するときは、訂正する文字を線で抹消し、その上部に正しく記載した上、訂正箇所に必ず入札書の「本人の住所氏名」欄に使用した印章（代理人によって入札するときは、「代理人の住所氏名」欄に使用した印章）によって訂正印を押してください。修正テープ等を使用することはできません。
ただし、**入札価額を誤記した場合は、訂正せずに、新たに入札用紙を受け取り、書き直してください。**
- 5 **入札書の提出後は、入札の取消、変更はできません。**

第4 入札の方法

- 1 入札書等の封入
 - (1) **必要事項を記載し、押印した入札書を、執行官室で受け取った「内封筒」に入れ、糊付けで密封します。また、「内封筒」の表面には、事件番号、物件番号及び開札期日を正確に記載してください。**
 - (2) 陳述書、住民票等（詳細は第2の1）と入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書の提出も必要ですが、これらの書類は「内封筒」には入れないでください。
なお、**陳述書が2枚以上になる場合は、陳述書の全てのページをステープラーで留めてください。**
- 2 入札書等の提出の方法
 - (1) 入札書等の提出は、次のいずれかの方法でなければなりません。これら以外の方法で入札書を提出した場合には、その入札は無効となりますから、注意してください。
 - ア **執行官に直接差し出す方法**
密封した「内封筒」と、陳述書、住民票等（詳細は第2の1）及び入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書を併せて執行官室の窓口で差し出してください。
 - イ **郵便又は信書便により執行官あてに送付する方法**
密封した「内封筒」と、陳述書、住民票等及び入札保証金振込証明書又は支払保証委託契約締結証明書を、執行官室で受け取った外封筒に封入し、「郵便又は信書便（**信書便については、許可された事業者によること、かつ、信書便であることの表示が必要です。**）」で送付してください。ただし、入札期間内に執行官室に到着しなければ有効な入札とは認められませんので、期間に余裕をもって送付してください。
 - (2) 入札書は、平日の午前8時30分から午後5時に提出してください。

【入札書の記載例】

入札書（期間入札）											
函館地方裁判所 執行官 殿											ア 令和〇〇年〇〇月〇〇日
イ 事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 〇〇年(〇)第〇〇号 <input checked="" type="checkbox"/> 令和					物件番号	1, 2				
入札 価額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
				¥	1	0	0ウ	0	0	0	0
入 札 人	本 人	住所 (法人の所在地)	〒〇40-〇〇〇〇 函館市〇〇〇町〇番〇号								
		(フリガナ)	コウノタロウ								
	氏名 (法人の名称等)	エ 甲 野 太 郎									
	※法人の場合、 代表者の資格及 び氏名も記載する こと。	中連絡先電話番号〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇									
代 理 人	代 理 人	住所 (法人の所在地)	〒〇41-〇〇〇〇 函館市△△△町△番△号								
		(フリガナ)	オツノジロウ								
	氏名 (法人の名称等)	オ 乙 野 次 郎									
	※法人の場合、 代表者の資格及 び氏名も記載する こと。	中連絡先電話番号〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇									

(注) 入札書の注意書の記載内容省略

【注釈】

- ア 入札書の提出年月日を記載します。
- イ 入札する事件番号と物件番号を記載します。
- ウ 入札しようとする価額を記載します。入札価額の訂正は認められません。入札価額を訂正したものは、無効な入札とされ入札に加えられません。
- エ 入札人の住所（住民票上の住所）と氏名を記載し、押印します（代理人による入札の場合は、本人の押印は省略できます。）。

※法人の場合の氏名欄記載例

(フリガナ)	テイノカブシカインシャ ダイヨウシヤダ イョウトリシマリヤク ヘイノシロウ
氏名 (法人の名称)	丁野株式会社 代表者代表取締役 丙 野 四 郎 印

オ 代理人によって入札するときに記載します。

第5 入札の無効

次のような場合には、「入札が無効」となることがありますので、特に注意してください。

- 1 内封筒を密封していないもの
- 2 入札期間の経過後に提出されたもの
- 3 入札価額を訂正したもの
- 4 保証の提供のないもの
- 5 陳述書、住民票、資格証明書、委任状、買受適格証明書等の必要書類の添付がないもの
- 6 執行官の許可を受けないで、共同入札したもの
- 7 同一人が、同一物件について二通以上入札したもの

第6 最高価買受申出人の決定

1 開札の方法

執行官は、開札期日に開札場で、裁判所書記官の立会いのもとに、開札します。開札された入札書は、物件ごとにその金額を読み上げ、定められた保証の提供のある、最も高い金額を付けた入札人を最高価買受申出人と定めます。

2 次順位買受けの申出

最高価買受申出人に次いで高額を買受けの申出をした入札人は、一定の要件を備えている場合に限り、次順位買受けの申出をすることができます。これにより最高価買受申出人が代金を納付しないときに買受人となりますが、提供された保証は最高価買受申出人が代金を納付するまで返還されません。

第7 保証の返還

事件の取下げ、入札期間の取消し、開札期日の終了等の事由により提供の必要がなくなった保証（最高価買受申出人又は次順位買受申出人の提供した保証を除く。）は、次のとおり返還します。

1 入札保証金

入札保証金振込証明書の提出によって提供された保証は、指定した口座に振り込んで返還します。口座に入金されるのは、開札期日から4営業日以降になります。

2 支払保証委託契約締結証明書

申出があれば、開札期日終了後にその場で交付の方法により返還します。ここで返還の申出をしなかった分については、当裁判所の不動産競売係に返還を申し出てください。

3 次順位買受申出人の保証は、最高価買受申出人が代金を納付した段階で返還します。

ただし、最高価買受申出人が代金を納付しなかった場合は、代金の一部に充てるため、返還できません。

4 最高価買受申出人の保証は返還できません。その点を注意のうえ入札してください。

第8 入札書等の返還

事件の取下げ、入札期間の取消し等の場合には、入札書、陳述書、資格証明書、委任状等を返還することができる場合がありますので、返還を希望する方は執行官に申し出てください。

第9 その他

入札手続についての不明な点は、執行官室にお問い合わせのうえ、間違いのないようにしてください。